



鳥取県公報

平成 22 年 6 月 18 日 (金)
号外第 59 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **監査公告** 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表 (3 件) (6～8) 2

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成20年10月31日付鳥取県監査委員公告第10号で公表した平成19年度決算に係る監査の結果に関する報告（以下「平成19年度監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成19年度監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成22年6月18日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 内 田 博 長
鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

1 指摘事項

指摘事項	講じた措置
<p>1 防災局</p> <p>入居団体に対する庁舎の使用許可に係る雑入（清掃料金に係る入居団体の負担金）について、調定が行われていないものがあった。（消防学校）</p>	<p>指摘後、速やかに調定を行い、入居団体（財団法人鳥取県消防協会）から負担金を徴収した。</p> <p>平成21年度からは、業務マニュアルを整備し、再発防止と事務全般の適切な処理に努めている。</p>
<p>2 総務部</p> <p>(1) 事業用地等に係る財産貸付収入について、調定が遅延しているものがあった。（管財課（財産確保室））</p> <p>(2) 旅費の精算について、旅行申請を重複して行ったこと等により、支出金額に誤りがあった。（大阪事務所（関西本部））</p>	<p>事業用地（鳥取空港入口の貸付地）について、鳥取市の広域合併に伴う地価算定に時間を要したことにより遅延したものを。</p> <p>平成20年度以降は、公有財産貸付簿を作成して進捗よくを管理している。</p> <p>過払となった旅費は、返納済である。日数が経過してから複数の旅行申請をまとめて行ったため、申請済みの旅行申請を未申請と勘違いして重複申請が発生したものを。</p> <p>指摘後は、2名で月に1回重複申請の有無を確認し、毎月の全体会議でも定期的に職員へ注意喚起をしている。</p>
<p>3 文化観光局</p> <p>韓国での現代ホームショッピング番組制作に係る負担金の協定書について、協定締結の事務手続が遅延していた。（観光課（観光政策課））</p>	<p>負担金の支払に協定書が必要という認識が無く、番組終了後に協定書を締結する結果となったものを。</p> <p>指摘後は、職員に対し会計事務研修へ参加させて、改めて確認させた。</p>
<p>4 福祉保健部</p> <p>(1) 鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業</p>	<p>業務の進行管理が徹底されていなかったため遅延し</p>

補助金について、額の確定が遅延していた。(子ども家庭課(子育て支援総室))	たもの。 平成20年度以降は、進ちよく管理表を作成して管理している。
(2) 歯科在宅当番医制事業委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。(医療政策課)	同上
(3) 鳥取県公的病院特殊診療部門運営費等補助金ほか2件について、交付申請書の提出時期を通知していなかったため、交付申請書の受理が遅延していた。(医療政策課)	同上
(4) 平成17年度鳥取県感染症指定医療機関運営費補助金について、額の確定が遅延するとともに、当該補助金の返還金の調定が遅延していた。(健康政策課)	業務の進行管理が徹底されていなかったため遅延したものの。 平成20年度以降は、所管する補助金の一覧表を作成して進ちよくを管理している。
(5) 児童福祉施設使用料(入居者負担分)について、延滞金の調定が行われていなかった。(皆成学園)	指摘後、速やかに遅延金分の調定を行った。 原因は、延滞金の調定についての認識不足及び会計処理のチェック体制が不十分だったことによる。 平成20年度からは、担当職員が会計事務研修を受講するとともに、次長と園長による複数チェック体制で確認している。
5 生活環境部 県営住宅でのインターネット利用のための光ケーブルの敷設に係る県営住宅敷地内の工作物の使用料について、調定が行われていないものがあった。(住宅政策課)	光ケーブル敷設については、公有財産事務の取扱い上、使用料を徴収する明確な規定がなかったので、電柱等の設備を設置する場合には行政財産使用料条例に基づく使用料を徴収するが、光ケーブルだけを敷設する場合には、使用料を徴収しない取扱いとしていた。 平成21年度以降は、「公有財産事務取扱要領」(平成21年8月1日施行)が制定され、光ケーブルの使用許可及び使用料についての取扱いが明確化されたことから、今後は同要領に従い、新たに光ケーブルを敷設する等、使用許可の対象となる場合は使用料を徴収することとした。 なお、使用料徴収が必要な場合で既に許可しているものについては許可の更新を待って切換えを行い、未許可のものについては速やかに許可手続をとった上で使用料を徴収する。
6 農林水産部	平成18年度のシステム開発により平成19年度からは保守管理委託が不要と考えていたが、平成19年3月になって急きょ、システムの保守管理業務委託が必要であることが判明したため、予算措置、保守内容の確定に時間を要し、手続が遅延したものの。 今後は適正に事務を進めることとした。
(1) 農業近代化資金等電算処理システム保守管理業務委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。(経営支援課)	平成18年度のシステム開発により平成19年度からは保守管理委託が不要と考えていたが、平成19年3月になって急きょ、システムの保守管理業務委託が必要であることが判明したため、予算措置、保守内容の確定に時間を要し、手続が遅延したものの。 今後は適正に事務を進めることとした。
(2) 育種価算出事業委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。(畜産課)	業務の進行管理が徹底されていなかったため遅延したものの。 平成20年度以降は、進ちよく管理表を作成して管理

7 県土整備部	している。
(1) 砂丘オアシス広場浄化槽維持管理業務委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。 (道路企画課)	同上
(2) 港湾施設使用料(野積場等)について、調定額に誤りがあった。(鳥取港湾事務所)	指摘後、速やかに収入更正し、改めて徴収した。 うるう年であることを失念していたことにより使用料の算定を誤ったもので、現在は施設使用料率表にうるう年に関する注意を書き込み確認している。
8 総合事務所	
(1) 中央監視盤保守点検業務委託契約ほか3件について、予定価格調書の作成及び契約の締結事務を、決裁権限のない者が行っていた。(東部総合事務所県民局)	全職員に対し決裁権者の確認を含む審査等の徹底を図るための注意喚起を行うとともに、東部総合事務所決裁規程の確認が容易にできるよう平成20年12月に所内の情報共有を行うデータベースを作成した。
(2) 東郷湖羽合臨海公園の公園施設使用料について、調定が遅延しているものがあった。(中部総合事務所生活環境局)	公園施設の使用については、使用許可後であっても天候不良により使用できない場合があることから、実際の使用を確認してから調定事務を行っているが、使用者と確認の連絡が取れないことが何度か続き、処理を失念してしまったもの。 再発防止のため、収入何後は、調定事務、納入通知書発行まで処理状況を記載する処理簿を作成し、複数の職員がチェックする体制を整えた。
(3) 平成19年度「花と緑のフェア」補助金について、交付申請書の受理が遅延していた。(中部総合事務所生活環境局)	事務を失念していたものであり、当該補助金の対象団体は中部地区に1団体しかないことから、時期が来ても申請が無い場合は対象団体に申請の有無を確認することとした。
(4) 土木使用料(国有財産等使用料等)について、調定が遅延しているものがあった。(西部総合事務所県土整備局)	許可ごとに調定せず、複数の許可を一括で調定していたため遅延したもの。 指摘後は、土木使用料の一括調定を改め、順次処理して進行管理一覧表で処理状況を管理することとした。
(5) 単県斜面崩壊復旧事業費補助金について、額の確定が遅延していた。(西部総合事務所県土整備局)	業務の進行管理が徹底されていなかったため遅延したもの。 平成20年度以降は、台帳を作成して進ちょくを管理することとした。
9 病院局	
(1) 公務能率評定・履歴閲覧システムの開発・運用委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。(病院局総務課)	予定価格調書の作成を省略できるケースであると誤解していたもの。 契約事務マニュアルを作成し、データベースにより全職員に周知した。
(2) 平成17年度及び18年度について物品修繕伺を行わないで修繕を行い、19年度末に請求書に基づき支出負担行為書を起案し、20年度に支払っていた。(中央病院)	遅延した原因は、物品修繕伺を行わずに修繕を発注したため、その後、支払の処理が確認されないまま放置されていたもの。 再発防止のため、発注前の物品修繕要求伝票の提出を徹底するとともに、同伝票をナンバリングしたリストを作成し、物品修繕伺、修繕発注、支払の進ちょく

<p>10 教育委員会</p> <p>(1) 県立倉吉総合産業高等学校渡り廊下増築工事（電気設備）の契約解除に伴う前払金の返還利息について、契約書では、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を返還することになっているにもかかわらず、返還金を徴収していなかった。（教育環境課）</p> <p>(2) 保護文化財河本家住宅保存修理事業補助金について、額の確定が遅延していた。（文化財課）</p> <p>(3) 行政財産使用料（県営鳥取屋内プールの建物）について、調定が遅延しているものがあつた。（体育保健課）</p> <p>(4) 鳥取県・江原道生涯スポーツ交流事業航空券手配等業務委託契約について、指名競争入札による落札金額とは異なる金額で契約を行っていた。（スポーツセンター（スポーツ振興課））</p> <p>(5) 授業料減免等に係る授業料について、減額調定が大幅に遅延しているものがあつた。（鳥取緑風高等学校、智頭農林高等学校）</p> <p>(6) 厨房等の使用許可に伴う行政財産使用料について、使用許可面積の端数処理の間違いにより使用料を多く徴収していた。（米子東高等学校）</p>	<p>を管理することとした。</p> <p>請負業者が倒産し契約解除することとなったが、倒産に係る契約事務処理について不慣れであったため、違約金の徴収と前払金の返還手続は行ったものの、前払返還金に付随する利息の請求を失念して破産管財人に対して債権届出を行っていなかったもの。</p> <p>指摘後は、再発防止のため、契約解除の案件が生じた場合の対応要領を作成し、誰が担当しても対応できるようにした。</p> <p>業務の進行管理が徹底されていなかったため遅延したもの。</p> <p>平成20年度以降は、進行表を作成して管理している。実績に応じて徴収する冷暖房加算分の行政財産使用料の確定時期に合わせて収入調定していたが、平成21年度からは冷暖房加算金を除き、年度当初に一括調定することとした。</p> <p>委託契約の対象とした派遣人数37名の中に対象とならない県職員3名及び国際交流員1名を含めていたことが判明したため、落札金額から4名分を除いた金額で契約を締結していたもの。</p> <p>再発防止のため、今後は入札時に実際に必要な航空券の手配数と契約上の手配数を仕様書等に明記することとした。</p> <p>鳥取緑風高等学校については、今後、減額調定に限らず、新たに調定事由が発生した際は、事務室内で相互チェックするなど、速やかな調定業務が行える体制にした。</p> <p>智頭農林高等学校については、授業料減免等の決定のりん議に、保護者への通知、情報センターへの入力通知及び授業料の減額調定の処理状況がチェックできる記入欄をつくり、複数チェックを徹底した。</p> <p>離れた場所にそれぞれ1平方メートル未満の自動販売機4台を使用させるに当たって、それぞれが独立して計算すると考え、面積をそれぞれ1平方メートルに切り上げて使用料を算定していたもの。</p> <p>平成21年度以降は、公有財産事務取扱要領により合計した面積で使用料を徴収している。</p>
---	---

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>1 総務部</p> <p>(1) 県外事務所（県外本部）の県民等への周知について（総務課及び県外事務所（県外本部））</p> <p>東京、大阪及び名古屋の3箇所に県外事務所が</p>	<p>平成20年4月から、県外本部として機能が強化され</p>

<p>あるが、その場所や所掌事務が、県民や県外に在住する本県出身者（大学生等を含む。）に必ずしもよく知られていない状況である。</p> <p>県外事務所の所掌事務は、本県の観光物産情報の発信や企業誘致、移住定住に関することなど幅広いものとなっており、県外事務所の一層の活用が望まれるところである。</p> <p>ついては、県外事務所がより活用されるよう、県内外に対して一層の周知に努められたい。</p>	<p>たこともあり、平成20年7月には「県政だより」で県政情報の発信、情報収集機能だけでなく、企業訪問による誘致活動、就職相談、移住定住活動等幅広い業務内容を紹介した。</p> <p>その他にも新聞への定期寄稿、テレビ、機関誌、ホームページ等さまざまな媒体を使って活動状況の周知を図っている。</p> <p>東京のアンテナショップオープン等により、ますます県外本部の情報発信が期待されていることから、販路開拓マネジャーによる企業訪問や各県人会等との連携など、今後も機会あるごとに観光物産、商工関係の情報はもとより、県外での相談窓口として気軽に利用していただけるよう積極的にPRしていきたい。</p>
<p>(2) 適正な財産管理の徹底について（管財課（財源確保室）、指導管理課（会計指導課）及び集中業務課）</p> <p>鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）に定める公有財産及び鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）に定める物品については、その取得又は処分の事務手続や整備すべき台帳に不備等があり、基本的な事務処理が行われていない事例が数多く見受けられた。</p> <p>ついては、担当職員の研修を行うなど、適正な財産管理の徹底に努められたい。</p>	<p>公有財産に関する事務処理手続を明確にするため、複数に分かれていた取扱通知等を整理統合して、「鳥取県公有財産事務取扱要領」を制定した（平成21年8月1日施行）。</p> <p>平成21年度からは会計部局との連携研修を強化し、会計事務研修会の講義に「公有財産事務」を追加して研修機会を増やすとともに、会計サポートシステムデータベースに「公有財産事務」の項目を新たに組み込んだ。</p> <p>また、物品については、原因の多くは担当者等の知識不足と判断しており、自治研修所等関係機関と連携して、実践的な演習形式の研修等を実施した。</p>
<p>(3) 審議会等の女性委員の選任方法について（職員課（人事・評価室））</p> <p>審議会等の委員の構成については、平成12年12月に制定された鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）等に基づき、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないこととされているところである。</p> <p>ところが、女性の委員によっては、特定の団体から選出されること等により、人材が限定される傾向がある。</p> <p>ついては、鳥取県内の人材の掘り起こしを推進するためにも、それぞれの審議会等の実情を勘案しながら公募制を導入するなど、女性の委員が選任されやすくなるような方法を幅広く検討されたい。</p>	<p>附属機関の委員の選任については、できるだけ幅広く多様な人材を選任するため、原則として重複選任を行わない方針としていることを改めて周知徹底するとともに、主管課長会議等の機会を通じ、その趣旨を徹底した。</p> <p>また、各部局等が保有する各種団体等の役職者などの人材情報について、データベース化による情報共有と有効活用を図ることとした。</p> <p>なお、附属機関等の審議内容によっては委員の人選が限定されることもあるが、県消費生活審議会、県有害図書類指定審査会等の一部委員について公募により選任した。今後も公募制の活用も含め引き続き各関係部局とも協力しながら人選方法を工夫していきたい。</p>
<p>(4) 心の病気を抱える職員への対応について（職員課（人事・評価室）、福利厚生室）</p>	

心の病気を抱える職員への対応については、職員の健康診断、各種相談業務、メンタルヘルス対策等の職員が元気で安心して仕事に取り組める環境づくりを行っているが、社会情勢の変化等により、心の病気を抱えた職員は増加している状況である。

また、職場勤務しながら通院治療を行っているケースや職場復帰後の環境に順応できず再度入院するケースも増えている。さらに、特定の職場に配置されるケースが多く、職場にとっても本人にとっても必ずしも良好な環境となっていないと思われる。

については、職員が元気で安心して働ける職場環境づくりに向けて抜本的な対策を講じられたい。

(5) 保健所窓口の一本化について（行政経営推進課（業務効率化室））

平成18年度から保健所の機能が福祉保健局と生活環境局に分割されたことにより、例えば、食品衛生指導と感染症起因による食中毒については、従来、保健所の窓口一つだけで対応できたものが、二つの窓口に分けられている。このため、戸惑いを感じる県民も見受けられるところである。

については、ワンストップサービスの考え方からも、県民の利便性に配慮して、衛生部門と保健部門については組織を見直すことなどを検討されたい。

(6) 各種相談窓口の整理統合について（行政経営推進課（業務効率化室））

相談業務の実施状況については、平成13年度に行政監査を行い、相談体制の充実等について意見を述べたところであるが、それ以降、県民サービスの向上のためにワンストップサービスが進められ、各総合事務所県民局等に相談窓口が設置された。

こうした中で、平成20年度には新たに人権相談窓口が設置された。

しかし、各種相談窓口については整理されることなく、むしろ増え続け、県民、特に高齢者や子どもにとっては非常に分かりにくい状況となっている。

については、相談窓口の整理統合を図るとともに、分かりやすい案内や表示等を行うよう再度検討されたい。

(7) 税外未収金の回収について（税務課（財源確保室））

「職場リハビリテーションの実施」、「健康管理審査会」での復職審査等、療養、復職、復帰後のケアについて体系的に制度化し、取り組んでいるところである。

引き続き、自治研修所と連携した階層別研修や所属への出前講座等により職場と連携した早期介入や復帰支援を行うことで、職員の個々の病の重度化防止及び再発防止に取り組んでいく。

また、復職後の個別の療養支援のみならず、精神疾患で休職し、復職した者同士が自分の体験や対処方法等を話し合い再発防止につなげる会を平成21年9月に開催したところであり、今後も再発防止のための取組を充実していく。

平成21年度から、福祉保健局の副局長である保健所長（医師）に生活環境局の副局長も兼ねさせて衛生部門への指揮関係を明確化させるとともに、食中毒発生時等には保健所長が生活環境局において直接指揮を執る機動的な体制とした。

今後とも、県民の視点に立って使いやすい組織のあり方の検討を続ける。

相談窓口を分かりやすくするため、平成20年度からとりネット（県ホームページ）の案内・表示について、新たに「人権」分野を設けて従来明確でなかった人権に関する項目を案内したり、宗教法人の設立に関する項目を「文化」分野から「許認可・届出」分野に移し替えるなどの改善を図った。

各相談窓口はそれぞれに専門性があり、単純に整理統合することは難しいが、総合窓口（県庁県民室と総合事務所県民局）との連携を強化すること等により、県民の利便性に配慮して対応するとともに、県民ニーズや社会情勢等を踏まえながら、相談窓口のあり方を検討する。

税外未収金については、年々、全体として増加するとともに、困難な案件が固定化してきている状況である。

各機関の未収金回収の取組については、債権管理事務取扱要領を作成するとともに、必要に応じて特別な体制を設置し、臨戸訪問や面談、また、債権回収会社や弁護士事務所への外部委託を行って回収に努めている。しかし、債務者の倒産、行方不明等のほか、生活困窮者が増加していること等の理由により回収が困難となっている事案がある。

については、特に回収が困難な事案については、個別具体的な事案に応じて回収の可否または回収方法等を判断するための基準等を設けるとともに、債権回収会社や弁護士事務所への外部委託による回収に努められたい。

また、初期対応が遅れたことによって、回収が長期化している事案が見受けられるため、滞納者に対し初期段階において迅速な対応を指導するとともに、困難事案については、税務課（財源確保室）の持つノウハウを積極的に活用して、担当課と連携して対応されたい。

(8) 適正な財務会計事務処理の徹底について（指導管理課（会計指導課）、集中業務課）

平成18年度決算に係る定期監査の監査意見として、随意契約の見積書徴収における消費税等の取扱いについて見直しを提案したところ、現時点では現行どおり消費税等抜きとする方針が示されたところである。

しかし、依然として、消費税等込みの見積書を徴取している例が多く見受けられる。

その他の契約事務についても、予定価格の未記載、遅延利息の誤り等の契約書の不適正、契約締結事務の遅延などが散見された。

また、電子決裁システムをはじめ様々な電子処理システムの導入、本庁や総合事務所を含む庶務業務の集中化等の業務の効率化・迅速化が図られているが、一方、財務会計の処理事務については、基本的な事項において初歩的なミス、単純ミス、諸帳簿類の未整備等が多数見受けられた。

については、契約事務及び財務会計事務の手続において誤りが発生した原因を究明し、適正な事務処理について改めて職員への周知徹底を図られたい。また、消費税等に係る見積金額については、内訳として消費税等抜きの金額が表示されてい

平成21年度に、個別債権ごとの未収理由や交渉状況等の実態調査を行った。

調査結果をもとに、平成22年度には、回収が困難となっている債権のうち債務者の死亡・行方不明などの債権にも共通する事由に係る放棄基準を策定し、各所属が具体的に適用できるよう取扱要領等の見直しを行うこととした。

また、債権回収のための外部委託、裁判所への支払督促の申立てについては、現在は、1件ごとに内容を協議・検討して行っているが、過年度分のもので、かつ複数の滞納があるケース等、回収困難と認められるものについては、財源確保室に引継ぐとともに、債権回収委託のための基準及び強制執行への申立てに係る基準を作成し、客観的かつ公平な取扱いができるよう検討している。

随意契約の見積書徴収における消費税等の取扱いについては弾力化を図り、平成21年2月から、税抜金額か税込金額かが客観的に判断できる内訳が明記してあれば有効として取り扱うこととした。

また、契約事務・財務会計事務における手続誤りについては、原因の多くは担当者等の知識不足と判断しており、これに対応するため、平成21年度（10月、1月）に監査指摘や会計実地検査の実例等を踏まえた実務的な事務手続マニュアルを作成するとともに、自治研修所等関係機関と連携して、実践的な演習形式の研修等を実施した。

<p>ばよいとする等弾力的な対応を可能とすることも検討されたい。</p>	
<p>2 総務部及び企画部</p>	
<p>パブリックコメントのあり方及び県政の住民への広報、PRの手法と効果の検証について（県民室、広報課及び情報政策課）</p>	
<p>県の主要な施策や重要な条例等の立案に当たっては、その主旨や内容などを広く県民に公表して意見を求め、県民から寄せられた意見を参考にして最終的な意思決定を行うためのパブリックコメントを実施しているところである。</p>	<p>パブリックコメントについては、平成20年度からインターネット配信に加えて市町村の窓口チラシ等の配架をしていただくようにした。</p>
<p>しかし、パブリックコメントの募集期間が短かったり、記載内容が難解なものであったりすること、また、説明会等が不足していること等が原因で、応募数が少ないのではないかとと思われる。さらに、家庭へのインターネットの普及率等を勘案すると、応募者は一部特定の人に限られる傾向があるのではないかと考えられる。</p>	<p>また併せて、特定の地域を対象としたもの場合は説明会や意見交換会の開催、広く県民の意見を聞くものについては電子アンケートの活用に努めており、平成20年度は25テーマ中19テーマ、平成21年度は8テーマ中3テーマで説明会等を開催、平成20年度に25テーマ中6テーマ、平成21年度は8テーマ中2テーマで電子アンケートを実施した。</p>
<p>については、県民への理解を深めるため、説明会を県内の東・中・西部地区で開催するなど、広く県民の声が求められる仕組みを検討されたい。</p>	
<p>また、県行政については、テレビ、新聞などのマスメディアの活用や県政だより、ホームページ等種々の方法で県民に周知を図っている。また、チラシやパンフレット、機関誌等数多くのツールがあり、それらが各総合事務所の情報コーナーなどに配架してあるが、利用度は必ずしも高くなく、その費用効果が判然としない。</p>	<p>県政の住民への広報、PRの手法と効果の検証については、県民室及び各総合事務所のチラシ等の持ち帰り状況を平成20年11月から平成21年1月までの期間調査するとともに、その結果を平成21年3月に各部局へ通知し、効果的なPRに努めるよう促した。</p>
<p>については、どういう周知方法が費用対効果が高いかを検証した上で、県民に周知されたい。</p>	<p>さらに、県民室及び各総合事務所に情報コーナーを設けていることについて、県政だよりや県ホームページの掲載、県内公民館等への配布などを行った。</p>
	<p>また、県政広報データベースに、イベント等を開催する際にアンケートを実施する場合はイベントを知ったきっかけについての質問項目と集計結果を追加して、効果の高い周知方法を把握することとした。</p>
<p>また、平成23年に従来のアナログ放送から完全に移行されることとなっている地上デジタル放送を活用して県と県民とが双方向でやりとりできるような仕組みづくりについても、完全移行の時期までに検討されたい。</p>	<p>双方向サービスについては、現時点ではまだ十分に普及しておらず、技術的にも十分確立されていないことから当面はこれらの動向を注視していく。なお、片方向サービスによる情報提供は同報性や即時性の面から災害時等の情報提供に有効であることから、今後の活用に向けて放送事業者との調整を進めることとした。</p>
<p>3 企画部及び教育委員会</p>	
<p>レクリエーション活動支援事業の重複回避と内容の検討について（青少年・文教課及びスポーツセンター（スポーツ振興課））</p>	
<p>企画部所管の「レクリエーション活動支援事業」については、教育委員会所管の「スポーツレクリエ</p>	<p>平成21年度は、知事部局のレクリエーション活動支援事業と教育委員会のスポーツレクリエーション関連</p>

ーション関係事業」と競技種目等の内容が重複している部分がある。

これについては、一会場で多数の種目のルールとそのやり方を紹介し、その普及を図る事業と順位を争う競技性の高い事業とでは趣旨・実施内容が異なるため、「違う事業である」との説明であったが、見直しが可能な部分については、より効果的に実施できるように検討を行う必要があると思われる。

については、レクリエーション活動支援事業とスポーツレクリエーション関連事業との重複部分の見直しとともに、事業そのものについても県民にとって本当に必要なものかどうかを十分に検証されたい。

4 文化観光局

3館映像伝送システムの利用促進について（文化政策課）

県民文化会館（とりぎん文化会館）、倉吉未来中心及び米子コンベンションセンターに設置した3館映像伝送システムは、鳥取情報ハイウェイを通じて、全県ネットワーク化を図るため平成16年3月に設置されたものである。このシステムは、3館を同時に映像伝送で結ぶことのできるものであり、3館又は2館で同時にシンポジウム、会議、研修会、説明会等を開催する場合には有効に活用できるシステムであると思われる。

このシステムの運用に当たっては、鳥取情報ハイウェイと接続するスイッチ及びルーターのメンテナンスとネットワークの運用監視に要する経費を委託料として支出している。

しかしながら、利用の状況についてみると、平成18年度は4件、平成19年度は1件のみである。

このシステムの利用が低迷している原因としては、利用者に周知されていないこと、利用のための要項やマニュアル等がないこと及び機器の使用に際しての準備（セッティング）が難しく、ある程度の専門知識のある者でないと準備ができないこと等がある。

については、利用が低迷している原因を分析して対応策を検討するとともに、利用者に3館映像伝送システムを周知することにより利用促進を図り、ひいては3館の利用促進にもつながるよう取り組まれない。

5 福祉保健部

(1) とっとり子育て応援パスポート事業の周知について（子ども家庭課（子育て支援総室））

とっとり子育て応援パスポート事業は、行政、企業、地域等が一体となって子育て家庭を応援す

事業のうち「トリピー レク・スポ フェスタ」を同時開催し、効率的な実施による経費削減と参加者の増加を図り、平成22年度には、「トリピー レク・スポ フェスタ」を廃止することとした。

3館映像伝送システムは、県立文化施設ネットワークシステムの利用形態の一つで、指摘のとおり利用が低迷していることから、ホームページや広報誌による周知の強化、利用料金の引下げ等に取り組んでいるが、パソコン等の普及やブロードバンド環境の整備等により、成果が上がっていない。

一方、会議室の利用に併せて自らパソコンを持参し、施設からインターネットに接続してWEB画面をプロジェクターで投影する、あるいはメール等をやり取りする形態での利用は年々増加しており、今後はこれらの利用を周知徹底して全体の利用促進につなげていくこととしている。

とっとり子育て支援パスポート事業は、「子育て王国とっとりプラン」の中核的事業としてその普及拡大、

るため、18歳未満の子を養育している保護者等の子育て家庭に対し県がパスポートを発行し、それを提示すると、協賛店舗の行う商品の割引、ポイントの加算、授乳室や子ども用補助いすの利用等のサービスを受けることができる事業である。

平成20年8月末日現在では、パスポート登録世帯は18歳未満の子のいる世帯の約15パーセントで、協賛店舗は協賛する可能性のある事業所（小売店、飲食店等）の約8パーセントとなっている。当該事業が平成19年11月に始められた事業であり、事業開始までの時間も少なかったことからパスポート登録世帯数、協賛店舗数ともまだまだ少なく、県民へ情報が十分に行き届いていないと思われる。

ついては、現在、この事業に登録している子育て家庭や協賛店舗の意見を聞くなどして効果的な周知方法を検討し、子育て家庭や協賛店舗の登録数の増加に努められたい。

(2) 自殺予防について（健康政策課）

全国では自殺者数が3万人を超える状況で推移しており、大きな社会問題となっている。

本県では、近年160人を超える人が自殺で亡くなっており、平成19年には191人と前年に比べ23人増加している。また、人口10万人当たりの自殺者数の状況を見ても全国を上回る水準で推移している。

自殺の背景の大きなものの一つに、長引く不況があることを考えれば、今後もこのような状況が続くことが危惧される場所である。

本県においても自殺対策連絡協議会を発足させて自殺の未然防止に本格的に取り組むとともに、自殺対策シンポジウムの開催等の普及啓発、自殺予防従事者専門研修の実施及び社会福祉法人鳥取いのちの電話の相談員養成への支援といった相談体制の充実を図っているところである。しかし、近年の自殺者数の状況から考えた場合、市町村とも連携したより効果的な対策が必要ではないかと思われる。

ついては、個人情報の保護に配慮しつつ、自殺の原因と思われる実態等を分析し、市町村とも連携してより効果的な自殺予防対策を講ずるとともに、自殺未遂者については救急病院等の関係機関と一層連携を深めて再発防止対策を検討されたい。

6 生活環境部

リサイクル活動等の検証について（循環型社会推進課）

充実等に取り組んでいる。

平成20年度に利用者・協賛者へのアンケートを実施し、登録方法や周知方法の改善を行ったほか、平成21年には協賛店舗等との意見交換会の開催、関西圏との事業連携の開始等を行い、平成22年1月現在、登録世帯数17,735世帯、協賛店舗数1,473店舗に拡大した。

今後は、市町村窓口でのパスポート発行や事業周知に加えて、マスメディアを活用したPRを展開し、更に充実したものにしていく。

自殺者数の増加問題は、全国的に大きな問題である。本県でも近年増加傾向が顕著であり、積極的な対策が必要である。

このため、平成20年度には従来からの自殺予防従事者専門研修、いのちの電話相談員養成支援等による相談体制の充実に加え、「うつ病に関するかかりつけ医等調査」（平成20年6月）、「働き盛りのうつ病実態調査」（平成20年9月）を実施し、これらの結果を基に、かかりつけ医等に対するうつ病対応力向上研修やかかりつけ医と精神科医との連携会議等を行い、うつ病の早期発見・早期治療体制づくりに取り組んだ。

平成21年度は、相談窓口担当者連絡会の設置のほか、関係団体が当事者意識を持って地域で自ら自殺対策を推進していく組織として、従来の「鳥取県自殺対策連絡協議会」を改組し、新たに「心といのちを守る県民運動」を設置（平成21年10月）するとともに、県立精神保健福祉センター内に「鳥取県自殺対策情報センター」を設置（平成22年3月）して関係機関のネットワークの強化や人材育成養成研修会の充実を図った。

一方、市町村の自殺対策の取組にはまだまだ温度差がみられることから、平成20年度には担当者研修（基礎・専門）を開催。平成21年度からは、鳥取県自殺対策緊急強化基金を活用した人材育成、相談体制の強化等の支援を通して、市町村との連携を深めている。

県は廃棄物を出さない持続可能な社会の実現を目指して「みんなで取り組む「4つのR」推進事業」に取り組んでいる。

この事業のうち、リサイクル活動については、回収した後に再資源化がなされることによって完結するものであるが、自治体が推進するリサイクル促進事業は回収する行為のみに力点が置かれ、肝心な再資源化がなされる過程については十分な検証がなされていない。科学的検証のなされない事業の実施は県民の理解が得られず、県民への一方的な負担だけが残し、適切な事業推進とは言えないと思われる。

については、リサイクルのために回収された廃品がどの程度、実際に再資源化されたか検証するシステムを構築するとともに、その検証結果を県民へ情報公開するよう関係機関と協議されたい。また、環境保護運動が県民生活に少なからぬ影響を及ぼすことを考慮して、分かりやすくその効果を県民に説明できるような事業実施を図られたい。

7 商工労働部

商店街の空き店舗対策について（経済政策課（経済通商総室））

県では、従前から、中心市街地活性化対策として空き店舗出店者への助成や拠点整備などを行ってきたが、平成18年度から、地元に着目した対策事業は地元市で行うべきとして、地元市において空き店舗出店者への助成事業を行うこととなった。

一方で、県は平成18年度から、元気な商店創出事業を設けて、モデル事業として地域の核となる個店の魅力向上に努めるとともに商店街振興組合への助成も行っている。

また、空き店舗対策にも繋がるチャレンジショップへの助成は、市町村交付金に切り換えて継続されている。

しかしながら、空き店舗の増加は全県的に依然として歯止めがかかっておらず、県の対策が期待される効果を上げていないのではないと思われる。

については、従来の空き店舗対策を検証し、その上で地元市や関係団体と十分に協議して、空き店舗の減少やその活用に向けて、当事者である地元市や関係団体の自覚を促すような対策を講じられたい。

8 農林水産部

林道工事の適正な執行について（林政課（森林・林業総室））

林道工事の執行については、鳥取県県土整備部公

近年、廃棄物の排出量は減少傾向にあり、本県の1人当たりの廃棄物排出量も全国平均を下回るものの、リサイクル率は全国平均より低い状況にあり、今後異なる分別収集の徹底と再資源化の推進が求められている。

リサイクル活動に対する住民の理解を広げることは大切な視点であり、県ホームページにより各家庭から排出された廃棄物の処理や再資源化の地域別状況に関する情報提供を開始した。

また、環境配慮活動の効果を県民にわかりやすく紹介するため、平成20年から配信しているインターネットのブログ「トリピーのTEAS（テス）生活」で、新たに各家庭の二酸化炭素排出量が簡単にわかる環境家計簿「わが家のエコ録」の提供を開始した（平成21年12月）。

平成21年度に、鳥取県産業の将来を見据えた安定的かつ持続可能な経済成長を実現するため、「鳥取県経済成長戦略」を策定し、戦略的推進分野の一つに「まちなかビジネス」（まちなか創業、時間消費型サービスの創出等）を位置づけた。平成21年度から実施中の「まちなかビジネス創出支援事業」はこの分野の中心的事業であり、今後より一層推進していくこととしている。

当事業は、従来の市主導の商業活性化策がハード整備やイベント補助、空き店舗入居促進事業など対症療法的な傾向があったことから、県として空き店舗を活用したまちなか創業のビジネスモデルを構築し、市町村や関係団体等に示そうとするものである。

また、平成22年度からは商業地の歴史、文化、伝統等の資源を活かし、居心地の良い空間形成を通して商業活性化を目指す「まちなかスローライフ商業活性化事業」に取り組むこととしている。

なお、これらの事業の創設に伴い、従来の「チャレンジショップ助成事業（市町村交付金）」は、平成21年度で終了した。

監査の指摘を受け、平成20年10月に課長会議及び林

共事業用地事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）を準用し、原則として立木の除却が完了した年度の翌年度以降に工事に着工するよう計画することとされている。

しかし、八頭総合事務所農林局が執行した林道工事については、立木の除却前の日を着工日とする建設工事請負契約が締結され、取扱要領に基づく事務処理が行われていなかった。これは、契約条項に基づく請負者の契約解除、損害賠償請求の対象となるなど、不要な支出が生じる可能性のある不適切な事務処理である。

については、取扱要領に定められた手順ののっとり適正な工事の執行について、職員の指導を徹底されたい。

9 県土整備部

公共事業用地の未登記物件の早期処理について（県土総務課及び道路建設課）

公共事業用地の未登記の解消については、平成13年度決算に係る監査意見を受け平成14年度から重点的に取り組んでおり、土木事業分については、相続関係人の協力等により職員の努力（未登記台帳の整理、相続人の調査、登記嘱託書作成等）で登記可能なものの処理はおおむね完了し、地図混乱、相続問題等の登記困難なものが残っている。

これらについては費用対効果を考慮し、財産価値が高く必要な手間や費用の少ないものから優先的に処理する方針で毎年処理しているが、平成10年度以降に生じた未登記の土地は、平成19年度末時点で20筆となっている。

また、農道については、県から市町村への譲与を促進するため、譲与の障害となっている未登記の解消に向け、平成19年度から、登記の障害となっている原因の調査、相続等関係書類の収集、登記に必要な書類の作成、測量図の作成委託等に重点的に取り組んでいるが、事業完了分の農道の未登記筆数は平成19年度末で916筆となっている。

については、優先的に処理する必要がある未登記物件や市町村から譲与要望の強い路線の農道に係る未登記物件の早期処理に一層努められたい。

10 病院局

厚生病院の鳩対策について（厚生病院）

厚生病院では、建物の屋上やベランダ等のいたるところに鳩が多く飛来してふんや羽毛などが大量に落ちている。

特に、平成19年5月から供用されている外来・中

道担当者全員による研修会を実施し、審査体制の強化、適正な工事発注のあり方、取扱要領の周知徹底及び上司への問題点の早期協議等の周知徹底を図った。

また、新たに、設計書チェックシート及び審査表を作成し、起工何等に添付して確認を行うこととし、さらに林道事業の情報をデータベース化して各事業の進行管理を徹底した。

登記の障害となっている原因調査、権利者の確定、関係書類の収集するために非常勤職員の配置及び測量調査を実施して未登記物件の早期処理に向けた取組を強化しており、平成21年度までに土木事業分の20筆のうち16筆、農道事業分の922筆のうち52筆の登記が完了した。

平成22年度も引き続き未登記の解消を促進するため、非常勤職員の配置や測量委託を行うこととしている。

恒常的な対策としては、平成21年度に、玄関、ベランダ・バルコニー部分、屋上に鳩の侵入を防ぐための防鳥ネットを設置する工事を実施した。

また、日常的な対策として、清掃委託業者及び職員

中央診療棟では屋上ヘリポートをはじめエレベーターまでの通路や鳩の侵入を防ぐための格子等にふんが大量に落ちており、ヘリコプターの離着陸時には乾燥したふんや羽毛が舞い上がり、風向きによっては窓から室内に入ってくる場合もある。また、緊急搬送の際にはふんの落ちている通路を通らざるを得ない状況にあり、靴やストレッチャーに付着したふんが病院内に運び込まれるものと考えられ、サルモネラ食中毒、アレルギー、オウム病等鳩のふんや羽毛等が人体に与える悪影響への懸念が生じている。

通路のあるフロアには、鳩を防ぐための格子が設けられているものの、十分な効果がなく、ネットを設置して対応しているが抜本的な対策には至っていない。

については、病院が特に衛生面に注意を払うべき施設であることから、ふんの清掃を早急に行うとともに、鳩が寄りつかないような対応を速やかに講じられたい。

11 教育委員会

(1) 寄宿舎の見直しについて（高等学校課）

日野高等学校には、公共交通機関を使用した場合の所要時間が1時間30分以上の通学困難者等を対象に、定員が34人（男18人、女16人）の寄宿舎「双葉寮」が設置されている。

しかし、近年の入寮生の状況を見ると、全体の生徒数の減少や琴浦町、大山町、境港市等の遠距離から通学する生徒数の減少等により、定員と比較して入寮生が極めて少ない状況となっており、現在の寄宿舎の規模についての見直しが必要と思われる。

また、寄宿舎の管理体制では、定員の34人の入寮生を対象としたままの調理員（非常勤職員2名）が配置されており、この体制は過剰ではないかと思われる。

については、寄宿舎の利用の向上を図るための取組を検討するとともに、適正な管理体制への見直し等を行い、経費の削減を図ることについて検討されたい。

(2) キャリアアドバイザーの配置について（高等学校課）

就職支援相談員（キャリアアドバイザー）は、民間企業での豊富な経験を有する者を、専門高校、総合学科高校、就職希望者の多い普通高校及び定時制高校等の17校に配置し、各高等学校の進路指導部と連携し、職業観や勤労観の育成及び企業の

が巡視点検しながら清掃を実施している。

平成21年度の入寮生は5名であったため、調理員（非常勤職員2名）の配置体制を見直して、1名削減することとした。

なお、遠距離通学者や県外指定区域（岡山県真庭郡）の生徒にとって本寄宿舎は必要な施設であり、今後も利便性の向上を図っていく。

現在の厳しい就職状況を踏まえ、キャリアアドバイザーが2校兼務となっている8校のうち、4校（青谷高校、岩美高校、米子高校、米子白鳳高校）について、専任配置となるよう、平成21年度からキャリアアドバイザーを2名増員配置した。

求人開拓の業務を行っている。

平成15年度及び平成16年度は、国の緊急地域雇用創出特別基金事業により19校（17名）のキャリアアドバイザーを配置していたが、平成16年度限りで国の緊急地域雇用創出特別基金事業が終了したため、平成17年度以降はすべてのキャリアアドバイザーを単県予算で配置している。

しかし、国の予算があった平成16年度には、1名のキャリアアドバイザーが2校を兼務していたのは4校であったが、平成17年度以降は約半数の8校が2校兼務の状況となっている。

新規学卒者に対する求人は、引き続き厳しい状況が続き、企業訪問等の活動を充実させ、できるだけ多くの就職先を開拓することが望まれることから、約半数の高等学校が兼務となっている状況は十分な体制とは言えない。

については、キャリアアドバイザーが2校兼務となっている高等学校については、就職希望者数やキャリアアドバイザーの活動状況等を勘案し、キャリアアドバイザーの専任配置の充実について検討されたい。

(3) 施設の利用に係る代金の取扱いについて（家庭・地域教育課）

船上山少年自然の家及び大山青年の家については、従来は施設の管理を財団法人鳥取県教育文化財団に委託していたが、指定管理者制度の導入に伴う管理方法の見直しにより平成18年度から県が直営で管理している。

これらの施設の利用に係る使用料については、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）に規定されているが、施設の使用料以外の事業実施に必要な経費である野外炊飯に使用する薪の購入代金等については、職員が立て替えて購入し、後で施設利用者から実費徴収している状況が見受けられた。

また、施設利用者の事業実施記録CD（コンパクトディスク）の代金及び食事代金等については、職員が施設利用者から希望を聞いた上でその実費を徴収し、後で業者等に支払っている状況が見受けられた。

このような物品購入等での職員による立替払や参加費等の実費徴収については、現金の取扱いに係る不適正な事務処理の発生が懸念されるものである。

平成21年度から立替払を改め、事業実施に必要な経費は予算に計上して精算払し、参加費は雑入として歳入に計上することとした。

<p>については、これらの県の事業の実施に必要な経費は、県予算に計上するなど、利用者の利便性の向上や安全で確実な現金出納の方法等について検討されたい。</p>	
---	--

鳥取県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成21年2月9日付鳥取県監査委員公告第2号及び第3号で公表した監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年6月18日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
 鳥取県監査委員 内 田 博 長
 鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

1 NPO法人との協働連携について

監査意見	講じた措置
<p>1 協働連携に関する県の取組状況</p> <p>協働連携推進課及び各総合事務所の協働連携に係る取組状況については、県民に分かりやすい情報提供や適切な相談対応、NPO法人等のコミュニケーションづくりが実施されており、協働連携の拡がりにつながることを期待される。</p> <p>しかし、NPO法人からの協働連携の事業化に向けた提案や相談が少ない現状であること、協働連携事業を行う上でNPO法人等が有する専門知識、ノウハウ、考え方等について県職員が十分理解して取り組んでいるとは言えないことなどを踏まえ、県職員の協働連携に向けた意識啓発により一層改善に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>については、評価が高い取組事例を紹介したり、NPO法人等との業務を担当している職員の研修を行うなど、効果的な啓発活動を行われたい。</p>	<p>平成19年度から「協働提案事業化支援事業」を創設し、協働連携推進課内に「協働提案サポートデスク」を設置してNPO法人等が自ら企画立案した事業提案を受け付け、担当課を含めた関係者間で協議検討の上、事業化に結び付けている。</p> <p>協働連携に関する職員研修については、平成15年度から実施し、当初は理解を深める講義中心の研修であったが、実際に協働が実現するまでの具体的なプロセスを経験したい等の職員からの声を受けて、平成21年度からはNPO法人等を交えて職員が協働事業の企画立案を体験する実践研修を行っている。平成22年度にはNPO法人等との対話により地域課題を協働で解決するための手法を深く学ぶ研修等を予定している。</p> <p>また、平成22年度からは「鳥取力創造運動推進基金」を設置し、鳥取力創造運動に取り組むNPO法人等の活動を積極的に広報し、及び紹介するため、マスコミとのタイアップによるPR、応援・情報サイトの開設、活動表彰などを新たに行うこととしている。</p>
<p>2 NPO法人に対するアンケート結果による課題等</p> <p>県の協働連携の取組については、NPO法人から全般的に高い評価を受けていることがわかったが、協働連携事業を進める上でNPO法人と十分な意見交換が行われていないものも多くあることが認めら</p>	<p>上記のように協働提案サポートデスクを設置して協働連携による事業化に取り組んでいる。</p> <p>また、NPO法人等の活動に対する職員の理解・関心も高まっており、平成21年度からは県民と連携協力</p>

<p>れた。</p> <p>については、今後の取組に当たっては、協働連携推進課や各総合事務所の協働連携の担当窓口、事業担当課も含めて積極的にNPO法人等との情報交換や意見交換に努め、NPO法人等の特性が活かされるように取り組まれない。</p>	<p>して県政を推進するという庁風づくりを目標に、「湧き上がる力！アクションプラン～話す県庁・動く県庁～」で取り上げられた活動等を中心に実践活動に取り組んでいる。</p> <p>平成22年度は、様々な主体が協働連携して地域づくりに取り組み、県民の知恵と力の結集による「活力あふれる鳥取県」の実施を目指す「鳥取力」創造運動を展開していくこととしており、地域づくりに意欲のある団体のネットワークづくりや必要な助成、表彰、情報誌の発行等を実施する予定である。</p>
---	--

2 特別会計の運営等に係る事務について

監査意見	講じた措置
<p>1 用品調達等集中管理事業特別会計について（自動車管理事業（公用車リース））</p> <p>多額となっている自動車管理事業の繰越額については、各課等に割り当てる公用車使用単価の引き下げを行ったり、一定規模以上の繰越額は一般会計へ繰り出す基準を設けるなどして、適正な額となるよう検討されたい。</p> <p>2 収入証紙特別会計について</p> <p>(1) 収入証紙は、小売りさばき人がすべて買い取るため、小売りさばき人の活動の有無による証紙収入への影響はないが、県民が必要とする場所で収入証紙の取扱いが適切に行われているかについては、適宜、把握しておく必要がある。</p> <p>については、小売りさばき人の状況を定期的に照会するなどして常に把握するように努め、適正な管理を行われたい。</p> <p>(2) 収入証紙は収入印紙と混同されやすいため、収入証紙による申請等に慣れていない県民に対して引き続き十分な注意喚起を行われたい。</p> <p>3 県営林事業特別会計について</p> <p>(1) 板井原県有林及び富沢県有林では、今後ある程度計画的に収入が見込まれるものであり、保育等の投資も必要と考えられる。皆伐・再造林から針広混交林化への変更などの経営方針の重要な見直しも行われているので、その見直しを県営林長期経営計画に反映させるなど、より効率的かつ計画的に森林管理を行われたい。</p>	<p>自動車管理事業の繰越額は、リース制度への移行に伴う公用車売却収入により一時的に多額となっているものであるが、平成22年度は運転士人件費相当額と物品売却収入相当額（合計160百万円）を一般会計に繰り出すこととした。繰越金が多額になった場合には、今後も同様に一般会計に繰り出す予定である。</p> <p>各小売りさばき人の販売状況について、少なくとも年1回調査し、把握することとした。</p> <p>平成21年3月に各小売りさばき人に対して、購入者が販売窓口（小売さばき所）で収入証紙と収入印紙を混同し誤って購入しないよう文書で協力依頼するとともに、ホームページ、県政だより、新聞等により、広く注意喚起を行った。</p> <p>今後も随時、注意を呼びかけていく。</p> <p>平成19年度の事業見直しでは、従来の皆伐や再造林では事業収支がマイナスになることから、択伐による針広混交林化へ経営方針を変更した。これを受けて県営林長期経営計画の見直しを検討していたが、平成21年12月に国が「森林・林業再生プラン」を策定したことを受けて、県においても、従来の長伐期施業中心の森林整備を改め、森林の立地条件、県民のニーズ、重視すべき森林機能に応じて森林を区分し、林業及び林</p>

(2) 県行造林については、契約期間が50年と長く、死亡により契約の相手方が明確に把握されていない事例も見受けられる。満期になってから確認しては時期を失すこともあるので、適宜に状況を把握するよう努められたい。

(3) 県営林事業が抱える様々な課題は、当時の国の林業政策に沿ったという事情があり、県の自助努力のみでこれを解決することは困難である。

については、他県と連携して、国等に対して県債の金利引き下げや償還期間の延長など、一層の林業支援策を講じるよう要望されたい。

4 県営境港水産施設事業特別会計について

(1) 魚市場関係施設は、整備後長期間が経過しており、今後施設の修繕に多額の経費を要することから、計画的に施設修繕を行い、修繕費の節減に努める必要がある。

については、境港水産事務所においては、コスト削減を図り施設運営を効率的に行うために、施設の修繕を行うための施設修繕計画の策定について検討されたい。

(2) 卸売市場の管理運営を指定管理者へ委託することにより、民間の活力を活かして卸売市場の管理運営が今以上に効率的かつ適切に行われるとともに、利用者にとって市場の利便性の向上が期待されている。

については、今後、制度導入の効果が十分発揮されるよう、指定管理者と緊密な連携を図られたい。

5 県立学校農業実習特別会計について

農業は、本県の基幹産業であるが、農業を取り巻く環境は、後継者問題をはじめとして厳しいものがある。その中で、農業の担い手を育成する教育を実践している智頭農林高等学校と倉吉農業高等学校の果たす役割は極めて大きいと思われる。

本特別会計は、高額備品や人件費などを一般会計から支出しており完全な独立採算制ではないが、今後の農業の担い手となる生徒たちの経営感覚を養っていくなどの面から、両校で農業実習経費について特別会計を設けて経理していくことの利点も多い。

については、現在の特別会計の仕組みの中で、経営

産業の成長産業としての飛躍、県産材の利用拡大並びに県民参加の森林づくりを目指した「鳥取県森林・林業・木材産業再生プラン」を策定中である。県営林長期経営計画は、同プランに沿って平成22年度に改訂することとしている。

平成21年度から2年間かけて、今後10年間(21～30年度)の契約満了案件208件について、事前調査を実施する予定である。

平成21年度は、死亡、相続等により異動している契約者92件の調査を行い、残り116件については、22年度に調査を実施することとしている。

平成21年11月に「公有林野全国協議会」を通じて、金利負担の軽減策等について、林野庁に対し要望を行ったが、具体的な対応はとられていない。

今後も、引き続き、他県と連携しながら要望していく。

必要な修繕箇所や内容を把握するため、平成22年度に施設全体の劣化状況についての点検及び分析を調査する予定である。この結果を基に、今後の年度別施設修繕計画を策定する。

平成21年度の指定管理者制度導入に際し、境港水産事務所のスペースを活用し、指定管理者の事務所を隣接して設置した。

日常的に対面で情報交換を行い、円滑な意思疎通により緊密な連携を図っているところである。

生徒が農業実習や販売実習などの実体験を通して独立採算の難しさや達成感を学習することは重要と考えており、引き続き、以下のような取組により経営感覚を持った担い手育成に努める。

【智頭農林高等学校】

- 種代、農業資材代、管理費等の生産コストの計算と市場価格等を参考にした販売価格の設定などを通じた経営感覚の実践学習

- 自校ほ場で生産した米の粉を使った加工食品作り、リンドウなどの生産、演習林で育てた杉を加工する曲げワッパ作り等、生産・加工・販売までを一

感覚を持った農業の担い手育成のための教育効果について検証するとともに、引き続き独立採算の視点を活かした農業実習の運営に努められたい。

連化し、学校独自のブランド開発や付加価値を上げる商品化の工夫などに取り組み、地域の特産品となる生産品を目指した実習

- ・ スーパーマーケットや道の駅での販売等の実習と学校独自の販売ルートを探求し、生徒が直接消費者へ販売できる仕組みの検討

【倉吉農業高等学校】

- ・ 生産技術の習得とともに、それぞれのコスト計算等を通しての経営分析の学習
- ・ 地元の催しやスーパーでの販売、鳥取県のアンテナショップにおける販売、販売ルートの開拓等を通じた経営感覚の向上学習

6 天神川流域下水道事業特別会計について

平成21年度から、指定管理者制度を導入してセンターの管理運営全般を公社へ委託することによりセンターの現場業務における不都合が解消されることが期待される。

については、本事業が円滑かつ効率的に運営されるよう、指定管理者と緊密な連携を図られたい。

定期的に、現場での施設運営状況、事務処理状況等の確認と意見交換などを行い、公社との緊密な連携をとりながら、施設の適切な管理運営を図っている。

7 港湾整備事業特別会計について

<鳥取港>

港湾施設使用料の収入が増加するよう関係者が努力されているところであるが、取扱貨物量の増加もなく、成果はあまり上がっていない状況である。

さらに、公共事業の大幅な減少や昨今の経済不況の影響もあり、鳥取港の利用促進については、厳しい状況であると言える。

については、鳥取市や鳥取港振興会等と連携して、姫鳥線の開通をにらみポートセールスを行うなど、引き続き鳥取港の利用促進を図られたい。

平成22年3月に鳥取自動車道の県内区間が全線開通するなど、今後鳥取港のアクセスが大幅に改善することから、近年、特にポートセールスに努めてきた。

平成20年度には分譲制度の緩和（単価引下げ、分納制度導入等）を行い、停滞していた分譲が進んできている。また、クルーズ客船の寄港も増加の傾向にある。

今後とも、関係機関と連携しながら積極的にポートセールスを展開し、利用促進を図っていく。

<米子港>

現在、米子港再生プロジェクトにより米子港再生のための取組が行われているところであるが、この取組は多くの関係者と幅広く連携して行うことが効果的である。

については、地元米子市及び民間事業者等との連携を強め、米子港再生基本構想の具体化に向けての取組を進め、米子港の活用・活性化を図られたい。

平成21年度に職員から公募した米子港再生プロジェクトチームにより「米子港再生基本構想」の具体化に向けた再生イメージ案を作成し、米子市、民間事業者等と意見交換を行った。

平成22年度には、「米子港再生委員会」を設置して整備の方向性と再生に至る問題点等を整理し、施設整備、運営主体、整備スケジュール等について関係者に諮り合意を得た上で、基本構想の具体化を進めることとしている。

鳥取県監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成21年2月9日付鳥取県監査委員公告第1号で公表した平成19年度決算に係る監査の結果に関する報告（以下「平成19年度決算監査報告」）

という。)に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第 10 項の規定により平成 19 年度決算監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成 22 年 6 月 18 日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
 鳥取県監査委員 内 田 博 長
 鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

1 指摘事項

指摘事項	講じた措置
<p>1 文化観光局所管団体</p> <p>(1) 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国のレストラン営業委託に係る損失補償について、支出額に誤りがあった。(財団法人鳥取県観光事業団：所管 子ども家庭課(子育て支援総室))</p> <p>(2) 燕趙園棧橋設置工事請負契約外 1 件について、予定価格の決定及び予定価格調書の作成を行っていなかった。(財団法人鳥取県観光事業団：所管 公園自然課)</p> <p>(3) 夢みなとタワー展示物・映像機器点検委託業務契約について、予定価格の決定及び予定価格調書の作成を行っていなかった。(財団法人鳥取県観光事業団・ホテルサンルート米子共同企業体：所管 観光課(観光政策課))</p>	<p>過払額は、納入済み。</p> <p>委託先から提出される実績報告書の中の損失補てん対象日の確認に見落としがあったことが原因であり、再発防止策として、実績報告書の様式を損失補てん対象日が明確に確認できるものに変更するとともに、2 名体制でチェックすることとした。</p> <p>会計処理の基本的事項の認識不足が原因であり、再発防止策として平成 21 年 2 月に県職員を講師として契約事務の基本事項、注意点等を内容とする研修会を開催した。</p> <p>同上</p>
<p>2 福祉保健部所管団体</p> <p>(1) 鳥取県立障害者体育センターのロッカーの利用料について、徴収額に誤りがあった。(社会福祉法人鳥取県厚生事業団：所管 障害福祉課)</p> <p>(2) 鳥取県私立幼稚園運営費補助金のうちチーム保育推進事業に係る補助金について、実績報告書の記載金額を誤り、補助金を過大に受領していた。(学校法人東部学園：所管 子ども家庭課(子育て支援総室))</p>	<p>超過徴収していた利用料金は、返還済み。</p> <p>チェック体制が不十分だったことが原因であり、今後は月 1 回の業務報告書提出時に内部でチェックするとともに、県担当者が四半期に一度実地調査を行い確認することとした。</p> <p>過大交付した補助金は、納入済み。</p> <p>補助金事務の理解不足が原因であり、再発防止策として、各幼稚園の担当者を対象に補助金事務に関する研修会を実施した。</p>

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>1 総務部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、</p>	

農林水産部、西部総合事務所、教育委員会共通

指定管理者制度の適正な執行について（行政経営推進課（業務効率化室）、文化政策課、観光課（観光政策課）、福祉保健課、障害福祉課、長寿社会課、子ども家庭課（子育て支援総室）、公園自然課、生産振興課、県民局、家庭・地域教育課、体育保健課）

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間能力を活用することにより住民サービスの向上、管理運営の効率化や経費節減、新たな発想による事業展開等を期待して平成17年度から鳥取県みなと温泉館で導入され、平成18年度からは30施設で実施されている。

平成18年度の指定管理者制度の導入は、初回であったため、県側、指定管理者側とも経験がなく、制度も十分に理解できていなかった面もあり、3年が経過しようとしている現在では、双方の運営の考え方に齟齬が生じたり協定書に記載されている内容が業務の実態に合っていない部分もあると思われる。

平成20年度に実施した監査では、以下のような課題が見受けられた。

（1）施設の管理運営について

複数の指定管理施設では、利用料金の徴収や再委託等の業務が協定書及び業務仕様書の定めに基づいて適切に行われず、施設の管理運営が十分に行われていない事例が散見された。

これらの事例の多くは、委託者である県が適宜実地調査を行い、指定管理者とともに業務内容の確認をしていけば防げたと思われる。

については、指定管理の期間中一度以上は協定書等に定める業務が適切に行われているのかを実地に調査されたい。

（2）施設の修繕について

指定管理者が管理する施設の修繕が必要となった場合、1件当たり50万円以上の修繕は県の負担で行うこととなっているところである。この場合、指定管理者と県との協議や県の内部での手続等に時間がかかることから、修繕が遅れて利用者へのサービス低下につながるおそれがある。また、施設の老朽化により大規模な修繕が必要となる場合、速やかに対応しなければ危険であったり工事期間が長くなる等利用者に与える影響も大きく、利用料収入の減少も見込まれる。

については、大規模な修繕が必要となる箇所をあらかじめ把握するとともに、急な修繕に対しては迅速に対応できるよう検討されたい。

指定管理施設の管理の適正を期するため、委託業務が適正に行われているかどうかについて、施設所管課により、原則毎年度、事業報告書の提出後を基本に実地調査を行い、調査結果は「点検・評価シート」に記載して今後の管理に反映させることとした。

指定管理施設及びその設備の状況について定期的に点検し、また、指定管理者からの意見聴取等によって、引き続き大規模修繕が必要な箇所の把握を行い、その緊急性や必要性に応じ、優先順位をつけるなどして計画的に修繕を行うこととした。

また、施設等に損傷や不具合が生じた場合は、内部事務等を迅速に進め、速やかな復旧を行うこととした。

(3) 貸付物品更新の取扱について

指定管理者は、施設の運営に必要な備品を県から借り受けて管理運営を行っており、通常はこれらの貸付物品の更新は県が行うこととなっている。社会福祉法人鳥取県厚生事業団が指定管理者となっている鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑では、県は施設管理に係る経費を支出していないのに、協定書及び業務仕様書では指定管理者に貸付物品の更新を行わせ、かつ、更新した物品の所有権は県に帰属することとしている。

これは、他の指定管理者への貸付物品の扱いと全く異なるものであり、他の指定管理者に比べて大きな負担となっている。

については、指定管理者への貸付物品の更新の取扱の見直しを検討されたい。

これらの3項目の課題については、指定管理者が管理している多くの施設において同様の状況があると思われる。

については、県は、指定管理者が管理している施設について、公の施設の管理運営に民間能力を活用するという制度の趣旨をふまえ、課題の解決に向け指定管理者とよく意見交換を行われたい。

2 総務部、企画部共通

宝くじ制度に係る県民の理解の向上について（財政課、分権自治推進課（自治振興課））

財団法人鳥取県市町村振興協会は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ及びオータムジャンボ宝くじ）の収益金を市町村の振興のために運用することを目的に設立された団体である。

市町村振興宝くじは、発売主体である都道府県及び指定都市が共同して宝くじを発売するために設置した全国自治宝くじ事務協議会が発売し、収益金は都道府県を経由してそれぞれの市町村振興協会に交付されている。

サマージャンボ宝くじ収益金の8割は、市町村に対する災害時の融資等に資するための基金として積み立てられ、また、オータムジャンボ宝くじの収益金は全額が県内市町村に交付され、地域の振興とまちづくりに関する事業に役立てられている。

しかし、市町村振興宝くじの収益金が市町村の行政に役立てられていることが、県民に十分に理解されていないと思われる。

また、市町村振興宝くじ以外の宝くじの収益金についても、県及び市町村の行政に役立てられている

協定書の記載を改め、「県貸与備品は県に帰属し、指定管理者の購入備品は指定管理者に帰属するものである」ことを明記するとともに、県が更新（購入）を行った備品の異動については備品台帳により整理することとした。

指定管理施設の適正な管理と利用者サービスの向上を図るため、毎年度の指定管理に係る事業計画書や事業報告書が提出された際、あるいは実地調査や管理状況の点検・評価を行う際など、時機をとらえて指定管理者と意見交換を行い、意思の疎通を図っていく。

これまで、全国自治宝くじ事務協議会等がテレビ、ポスター等を活用した販売宣伝を実施し、財団法人鳥取県市町村振興協会が駅への懸垂幕やテレビ・ラジオによる広報活動を実施している。このほか、県独自の取組として、平成19年度より宝くじ幸運の女神来庁時（ジャンボ宝くじ発売時：年5回）に、庁舎内において宝くじ発売会を実施し、宝くじが貴重な地方財政資金の調達に寄与していることを広報しながら販売促進に取り組むとともに、県ホームページや県政だより（平成21年5月号）に案内記事を掲載し、宝くじの収益金が県及び市町村の行政に役立てられていることを周知してきた。今後も、市町村広報への掲載についても働きかけを行うなどして、宝くじ制度について県民の理解が深まり、販売促進につながるよう努めていく。

ことが県民に十分に理解されていないと思われる。

については、宝くじの発売主体である県は、地方財政資金の調達に寄与している宝くじ制度について、県民の理解が深まるよう一層努められたい。

3 企画部

適正な授業料減免について（青少年・文教課）

学校法人松柏学院が設置している倉吉北高等学校では、授業料の減免は倉吉北高等学校授業料減免規定（以下「減免規定」という。）により実施されているが、減免規定第2条に規定する授業料減免対象者の資格には、具体的な減免の基準が設けられていない。

このため、実際には鳥取県私立高等学校等生徒授業料減免補助金交付要綱の減免の基準を使用しているが、当校では全額免除に該当する生徒が半額免除になっている事例が見受けられた。この原因は、減免規定が不備であること及び減免の基準が生徒・保護者及び教職員に示されていなかったためである。

については、県は、倉吉北高等学校に対し、減免規定を改正するとともに生徒・保護者及び教職員に周知して、授業料の減免が適正に行われるよう働きかけられたい。

4 商工労働部

財務事務処理の機能強化について（産業開発課（産業振興総室））

財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）の出納その他の事務の改善については、鳥取県監査委員はこれまでも監査の都度、適切な指導を行うよう県に通知してきたところである。

しかし、このたびの監査の結果においても、収支計算書の誤り、キャッシュフロー計算書の未作成及び基本財産（指定正味財産）を一般正味財産へ区分する等の財務諸表の作成に係る基本的な事務処理の不適正事項をはじめとして、改善を要する事項が多く見受けられた。

機構の事務処理に誤りが多い原因としては、機構の事業規模が極めて大きく、また、多数の会計を抱えているにもかかわらず監事監査は年1回しか行われていない等、内部チェックが行き届いていないことや、事務事業が増大する一方で、非常勤職員、臨時職員及び県等からの派遣職員が多いとはいえ、経理の知識やノウハウが十分に理解されていないことが考えられる。

については、県は、機構に対し、監事による中間監査の実施や公認会計士・税理士等の専門家による財

平成20年12月15日付けで倉吉北高等学校の授業料減免規定が改正され、生活保護適用者、市町村民税非課税世帯等には全額免除、市町村民税均等割のみの課税世帯等には半額免除等の具体的な基準が明確にされた。

また、平成20年11月の私立高等学校事務長会議において、改めて各学校が定める減免規定を広く公開するなど、生徒等が制度を十分に活用できるよう周知を依頼した。倉吉北高等学校については、在校生に対してはその都度個別説明、新入生に対しては入学時説明会において生徒及び保護者に対し説明されている。

新公益法人制度への移行に向けた体制整備として、公認会計士の顧問配置等の検討を要請した結果、平成21年度から、公認会計士（顧問）による指導、職員の会計研修への参加、監事による勉強会の開催等、財務事務処理に係る機能強化が図られた。

また、平成21年度包括外部監査が機構を対象に実施されたため、機構の諸課題に関する包括外部監査人との協議を行ったことによっても職員の資質向上が図られた。

務会計の研修の実施等、財務事務処理の機能強化を図られたい。

5 西部総合事務所

大山立体駐車場の利便性の向上と管理の効率化について（県民局）

大山町観光協会大山観光局が指定管理者となっている鳥取県立大山駐車場のうち大山立体駐車場は、平成元年度に供用開始されているが、立体駐車場の出入口の取付道に至る坂道は特に出口側が急な坂となっており、積雪が多いと除雪が間に合わず、車がスリップして坂道を上れない状況が見受けられた。

指定管理者は、大型除雪機による除雪の後、小型除雪機やスコップ等を用いて除雪を行い、凍結時は融雪剤を使用するなど対応に努めているが、積雪が多いときには除雪が間に合わなくて対応に苦慮している。

については、県は、大山立体駐車場の出入口の取付道に至る坂道の形状を改善する等、利用者の利便性の向上と管理の効率化が図られるよう検討されたい。

大山立体駐車場の前面取付道路については、平成19年度に融雪装置を整備した。

立体駐車場と当該取付道路との間の坂道については、地元の自治会等と協力体制を作るとともに、舗装工事を実施した。その結果、平成20年度においては特に支障が生じたことはなかった。